

広島県水道広域連合企業団管理規程第6号

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程

(総則)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関しては、広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(特定任期付職員の給与の特例)

第2条 条例第4条第1項に規定する企業長が別に定める給料表は、次の表のとおりとする。

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
|    | 円       |
| 1  | 380,000 |
| 2  | 427,000 |
| 3  | 477,000 |
| 4  | 539,000 |
| 5  | 615,000 |
| 6  | 718,000 |
| 7  | 839,000 |

2 条例第4条第2項に規定する企業長が別に定めるその決定の基準となるべき標準的な場合及びその場合における号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業

務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3 条例第4条第3項に規定する企業長が別に定める額は、第1項の表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とする。

4 条例第4条第4項に規定する企業長が別に定める額は、特定任期付職員（同条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた特定任期付職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の受ける号給に応じた額又は前項の規定により決定された給料月額に、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第14条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（特定任期付職員業績手当）

第3条 条例第4条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

2 特定任期付職員業績手当は、3月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことがある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の第4条第2項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

3 前項の規定によるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職の日の属する月の初日（以下「退職に係る基準日」という。）を起算日として前1年以内の基準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けていない特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から退職に係る基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、退職に係る基準日の属する月の広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号。以

下「給与規程」という。) 第10条に規定する給料の支給日に支給することができるものとする。

(期末手当)

第4条 条例第4条第6項に規定する期末手当は、次の各号に掲げるところにより支給する。

- (1) 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在籍する特定任期付職員に対して、期末手当支給日に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した特定任期付職員(第6条第7項の適用を受ける特定任期付職員及び企業長が別に定める特定任期付職員を除く。)においても、同様とする。
- (2) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内(期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間における当該特定任期付職員の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ア 3月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が3箇月の場合 100分の35
- (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の28
- (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の21
- (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の10.5

イ 6月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が3箇月の場合 100分の152.5
- (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の122
- (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の91.5
- (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の45.75

ウ 12月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が6箇月の場合 100分の152.5
- (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の122
- (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の91.5
- (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 100分の45.75

- (3) 第2号の期末手当基礎額は、それぞれの期末手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特定任期付職員が受けるべき給料月額(育児短時間勤務職員にあっては、第2条第4項の規定により決定した給料月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- (4) 第2条第1項の給料表の適用を受ける特定任期付職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して企業長が別に定めるものについては、前号の規定にかかわらず、同号に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職

制上の段階等を考慮して企業長が別に定める特定任期付職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で企業長が別に定める割合を乗じて得た額（企業長が別に定める管理又は監督の地位にある特定任期付職員にあっては、その額に給料月額100分の25を超えない範囲内で企業長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を、第2号の期末手当基礎額とする。

- (5) 次に掲げる者には、第1号の規定にかかわらず、アからエまでの期末手当基準日に係る期末手当（エに掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

ア 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

イ 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職をした者

ウ 期末手当基準日前1箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した者（ア又はイに掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

エ 次号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

- (6) 企業長は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、企業長が別に定めるところにより、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

ア 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

イ 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

- 2 前項第1号に掲げる期末手当支給日は、次の表の基準日欄に定める日（同号に規定する期末手当基準日をいう。）ごとに支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に

定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

| 基準日   | 支給日    |
|-------|--------|
| 3月1日  | 3月15日  |
| 6月1日  | 6月30日  |
| 12月1日 | 12月10日 |

3 前項の規定にかかわらず、企業長は特別の事情により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に期末手当の支給日を定めることができるものとする。

4 第1項第1号に掲げる企業長が別に定める特定任期付職員及び第6条第7項に規定する企業長が別に定める特定任期付職員は、次の各号に掲げる特定任期付職員とする。

(1) 期末手当基準日前1箇月以内に退職した特定任期付職員で、期末手当基準日までの間に、条例の適用を受けることとなったもの

(2) 期末手当基準日前1箇月以内に退職した特定任期付職員のうち、当該退職に引き続き国若しくは他の地方公共団体の職員、退職派遣者その他企業長がこれらに準じると認める者となったもの

(3) 期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した特定任期付職員でその退職し、又は死亡したときが休職中、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）の効力を有する期間中、第二号介護休暇中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている特定任期付職員のうち条例第8条に規定する特定任期付職員以外の特定任期付職員であつたもの

5 期末手当基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の特定任期付職員としての退職が2回以上あるものについて前項の規定を適用する場合には、当該期末手当基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

6 第1項第4号に掲げる企業長が別に定めるものは、次の表の特定任期付職員欄に掲げる特定任期付職員とし、同号に掲げる企業長が別に定める特定任期付職員の区分は、次の表の特定任期付職員欄に掲げる特定任期付職員の区分とし、同号に掲げる企業長が定める割合は、次の表の加算割合欄に定める割合とする。

| 給料表          | 特定任期付職員                                      | 加算割合    |
|--------------|----------------------------------------------|---------|
| 規程第2条第1項の給料表 | 5号給以上の号給及び規程第2条第3項の規定により決定された給料月額を受ける特定任期付職員 | 100分の20 |
|              | 4号給及び3号給を受ける特定任期付職員                          | 100分の15 |
|              | 2号給及び1号給を受ける特定任期付職員                          | 100分の10 |

7 第1項第4号に掲げる企業長が定める管理又は監督の地位にある特定任期付職員（休職にされている特定任期付職員のうち、第6条第1項に該当する特定任期付職員以外の特定任期付職員を除く。）は、第2条第1項の給料表の適用を受ける特定任期付職員のうち4号給以下の号給を受ける特定任期付職員を除く特定任期付職員とし、第1項第4号に掲げる100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合は、次の各号に掲げる特定任期付職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合とする。

(1) 6号給以上の号給を受ける特定任期付職員 100分の25

(2) 5号給の特定任期付職員 100分の15

8 第1項第6号に掲げる期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を別記様式第1号による一時差止処分書により当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

9 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

10 企業長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当基準日から起算して1年を経過した場合

11 前項の規定は、企業長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

12 企業長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した別記様式第2号による処分説明書を交付しなければならない。

13 第8項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、企業長に対して行わなければならない。

(給与の減額)

第5条 条例第6条の企業長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第14号）第2条の規定によって職務に専念する義務を免除された場合（企業長が別に定める場合を除く。）
  - (2) その他法令の規定により勤務しないことについて企業長の承認があった場合（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による部分休業について企業長の承認があった場合を除く。）
- 2 条例第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額、特地勤務手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。
- 3 第1項第1号の規定に係る承認があった場合において、特定任期付職員が国又は他の地方公共団体等の事務に従事したことに対して報酬を受けたときは、当該特定任期付職員の職務に専念する義務を免除された期間について、1時間につき、前項の規定による勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給するものとする。
- 4 条例第6条の規定によって給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 5 条例第6条、附則第4項、就業規則第35条第7項（就業規則第37条第3項、第39条第5項又は第40条第3項において準用する場合を含む。）又は第2項の規定によって給与を減額した場合においては、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料、地域手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当（以下この項においてこれらを「給料等」と総称する。）から差し引くものとする。ただし、特定任期付職員の異動、退職、死亡、休職（条例第7条第1項及び第2項の規定による休職を除く。）、専従許可、育児休業法第2条の規定による育児休業、就業規則第35条第1項第2号に規定する第2号介護休暇、地方公務員法第29条第1項の規定による停職等により、減額すべき給与額を給料等から差し引くことができないときは、条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。
- 6 第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、地方公務員法第29条第1項の規定により減給処分を受けている場合又は条例第6条、附則第4項若しくは就業規則第35条第7項（就業規則第37条第3項、第39条第5項又は第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定によって給与を減額された場合においてもその特定任期付職員が本来受けるべき給料の月額とする。

(休職者の給与)

第6条 特定任期付職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 特定任期付職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、地域手当及び期末手当の全額を支給する。ただし、企業長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において更に1年まで延長して、これを支給することができる。

3 特定任期付職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料及び地域手当のそれぞれ100の80並びに期末手当を支給することができる。

4 特定任期付職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第10号）第3条第3項に規定する期間をいう。）中、これに給料及び地域手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 第3項の規定による休職者の期末手当については、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間から当該在職期間内におけるその者の同項の規定による休職の期間を除いた期間（以下「休職期間を除いた在職期間」という。）に应ずる期末手当を支給するものとする。

6 前項の場合において、休職期間を除いた在職期間が1箇月15日（期末手当基準日が12月1日であるときは、3箇月）に満たない者（企業長が定める者を除く。）の期末手当については第2条第1項第2号に掲げる(エ)の割合はこれらの規定にかかわらずそれぞれ同号に掲げる(ア)の割合に100分の48を乗じて得た割合を超えない範囲内において企業長が別に定める割合とする。

7 第2項ただし書又は第3項の規定の適用を受ける特定任期付職員が、第2項ただし書又は第3項に規定する期間内で、期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、企業長が別に定める特定任期付職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける特定任期付職員の期末手当の支給については、第2条第1項第5号及び第6号の規定を準用する。この場合において、第2条第1項第5号中「

第1号の規定」とあるのは、「第6条第7項」と読み替えるものとする。

9 第6項に規定する企業長が定める者は、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）において、同条第3項に規定する休職にされていた期間のほかに専従許可を受け、育児休業をし、第2号介護休暇を受け、停職にされ、若しくは刑事事件に関し休職にされていた期間があった特定任期付職員又は採用日以降の期間が1箇月15日未満（期末手当基準日が12月1日であるときは、3箇月未満）である特定任期付職員とする。

10 第6項に規定する企業長が別に定める割合は、第2条第1項第2号にそれぞれ掲げる（エ）に規定する期末手当の割合が、同号にそれぞれ掲げる（ア）に規定する期末手当の割合に100分の48を乗じて得た割合に達しないこととなる場合においては、その差に相当する割合を、その者に適用される同号にそれぞれ掲げる（エ）に規定する割合に加えて得た割合とする。

（育児休業をしている特定任期付職員の給与）

第7条 条例第8条第2項に規定する企業長が別に定める特定任期付職員は、第2条第1項第1号に掲げるそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている特定任期付職員のうち、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、第2号介護休暇を受け、又は停職にされていた期間以外の期間を含む。）がある特定任期付職員とし、当該期末手当基準日に係る期末手当を支給する。

（給料の支給）

第8条 特定任期付職員が給料の支給日（給与規程第10条第1項に規定する支給日をいう。）前において休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、第2号介護休暇を受け、又は停職にされたときは、その月の給料は、日割計算によってその際に支給するものとする。休職中、専従許可の有効期間中、育児休業の期間中、第2号介護休暇の期間中、又は停職中の特定任期付職員が給料の支給日後において復職し、職務に復帰し、又は休暇の終了したときも同様とする。

（給与からの控除）

第9条 特定任期付職員の給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

(1) 広島県市町村職員共済組合の定額積立貯金の積立金

(2) 広島県市町村職員共済組合の団体取扱いに係る生命保険の保険料

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(特定任期付職員の給料に関する経過措置等)

- 2 この規程中第2条第1項に定める給料表の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額  
は、当分の間、同表に掲げる給料月額に100分の101.3を乗じて得た額（その額に1円  
未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同表に掲げる給料月額とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。
  - (1) 給与条例第12条に規定する特地勤務手当
  - (2) この規程中第3条に規定する特定任期付職員業績手当、第2条第1項第4号に規  
定する給料月額（同号の企業長が別に定める管理又は監督の地位にある特定任期付  
職員について、加算する額を算定するための給料月額をいう。）及び条例第4条第  
7項に規定する退職手当
- 4 当分の間、この規程中第5条の規定にかかわらず、特定任期付職員が次の各号に掲げ  
る事由により、それぞれ当該各号に定める日から起算して90日（精神保健及び精神障  
害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者にあつて  
は、180日）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該事由に係る期  
間の給与は、1時間につき、この規程中第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの  
給与額の半額を減額して支給する。
  - (1) 負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通  
勤による疾病を除き、予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）を  
原因とする有給休暇 当該有給休暇の開始の日
  - (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定による就業禁止の措置 当該  
措置の開始の日
- 5 第4項に規定する勤務しない期間には、病気休暇等（特定病気休暇（就業規則第32条  
第4項に規定する特定病気休暇をいう。以下同じ。）又は第4項第2号に規定する就  
業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により  
勤務しない日を含む。）のほか、同項各号に掲げる事由に係る療養期間中の週休日、  
給与条例第14条第3項に規定する休日が含まれるものとする。
- 6 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇  
等の開始の日から起算して90日（当該病気休暇が精神疾患による場合にあつては、180  
日）の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く病気休暇等により勤務しない  
期間の給与は、1時間につき、この規程中第5条第2項に規定する勤務1時間当たり  
の給与額の半額を減額して支給する。
- 7 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場  
合においては、次項に規定する場合を除き、当初の病気休暇等の開始の日から起算し  
て90日（当該他の負傷又は疾病による病気休暇等が精神疾患による場合にあつては、

180日)の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き病気休暇等により勤務しない期間の給与は、1時間につき、この規程中第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の半額を減額して支給する。

- 8 病気休暇等の開始の日から起算して90日を経過した後180日を経過するまでの間に精神疾患が治癒し、精神疾患以外の疾病又は負傷による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該疾病又は負傷による病気休暇等により勤務しない期間の給与は、1時間につき、この規程中第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の半額を減額して支給する。

- 9 前3項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の企業長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

期末手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

（一時差止処分者） 印

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程第 4 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対し審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に（2）に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広島県水道広域連合企業団を被告（被告を代表する者は（3））として提起することができる（なお、この処分書を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

備考（1）には審査請求をすべき行政庁を、（2）には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。

別記様式第2号（第4条関係）

処 分 説 明 書

|                                                                                                                                                |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 処分者                                                                                                                                          |                |
| 職 名                                                                                                                                            | 氏 名<br>印       |
| 2 被処分者                                                                                                                                         |                |
| 離職時の所属名                                                                                                                                        | 氏名（ふりがな）       |
| 離職時の職名                                                                                                                                         | 離職時の号給<br>職 号給 |
| 採用年月日 年 月 日                                                                                                                                    | 離職年月日 年 月 日    |
| 3 処分の内容                                                                                                                                        |                |
| 処分発令日 年 月 日                                                                                                                                    | 処分説明書交付日 年 月 日 |
| 根拠条項                                                                                                                                           | 処分の対象となる手当     |
| 刑事事件との関係<br>起訴日 年 月 日                                                                                                                          | 逮捕日 年 月 日      |
| 処分の理由                                                                                                                                          |                |
|                                                                                                                                                |                |
|                                                                                                                                                |                |
|                                                                                                                                                |                |
|                                                                                                                                                |                |
|                                                                                                                                                |                |
| (思料される犯罪に係る罰条： )                                                                                                                               |                |
| (一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当が支給される。                                                                                  |                |
| 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合                                                                                                     |                |
| 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合                                                                                                      |                |
| 3 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。） |                |
| 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合                                                                                     |                |